

第 9 回 農 業 委 員 会 議 事 録

- 1 開催日時 令和5年9月28日 午後3時00分から4時15分
- 2 開催場所 音更町役場3階 特別会議室
- 3 出席者

委員

議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
1	香 川 雅 彦	出席	1 1	前 田 和 宏	欠席
2	安 田 敏	出席	1 2	貞 廣 涉	出席
3	田 守 康 浩	出席	1 3	茂古沼 憲 宏	出席
4	吉 田 容 章	出席	1 4	飯 尾 誠	出席
5	菅 原 博	出席	1 5	太 田 健 一	出席
6	久 保 靖 彦	出席	1 6	白 川 勝	出席
7	林 雅 浩	出席	1 7	高 野 春 夫	出席
8	田 辺 剛	出席	1 8	田 守 文 夫	出席
9	鈴 木 賢	出席	1 9	茂古沼 美 則	出席
1 0	辻 和 義	出席			

事務局

職 名	氏 名
事 務 局 長	原 弘 美
農 地 振 興 係 長	小 川 健 太 郎
農 地 振 興 係 主 任	田 代 泰 裕
農 地 振 興 係 主 任 専 門 員	白 戸 智 明

- 4 議事録署名委員

5 番	菅 原 博 委員
6 番	久 保 靖 彦 委員

- 5 付議した議案等

- | | |
|-------|--|
| 報告第1号 | 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について |
| 報告第2号 | 農地法第3条の3第1項の規定による届出について |
| 報告第3号 | 農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について |
| 議案第1号 | 農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について |
| 議案第2号 | 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について |
| 議案第3号 | 農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について |
| 議案第4号 | 農地法第5条の規定による許可申請について |
| 議案第5号 | 旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について |
| 議案第6号 | 農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて |

6 議事

(開会 午後3時00分)

議長 ただ今から、令和5年第9回音更町農業委員会総会を開催いたします。
ただ今の出席委員は18名であり、定足数に達していますので、総会は成立しております。

議事録署名委員は、5番 菅原委員、6番 久保委員を指名します。

報告第1号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんの結果報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第1号第1項から第5項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第1号は報告済みといたします。

次に、報告第2号「農地法第3条の3第1項の規定による届出について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第2号第1項及び第2項朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第2号は報告済みといたします。

次に、報告第3号「農地法第6条の規定による農地所有適格法人からの報告について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (報告第3号朗読、説明)

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 なければ、報告第3号は報告済みといたします。

次に、議案第1号「農地法第18条第6項の規定による通知に係る確認について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第1号第1項から第5項朗読、説明)

本件につきましては、いずれも、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。

なお、第1項及び第2項につきましては、後ほど、議案第6号においてあっせんの

申出が、第3項から第5項までにつきましては、議案第5号において農用地利用集積計画の決定がございます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第1号第1項から第5項までについて、要件を満たしているということによろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第1号第1項から第5項までについては、要件を満たしていると確認いたしました。

次に、議案第2号「農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請について」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第2号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の1ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第2号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
太田委員から、調査報告をお願いいたします。

15番 9月5日に譲渡人、譲受人のお宅にお邪魔して、現在の経営主である息子さんとお話をさせていただきました。お父様所有の土地を年齢的なことから、そろそろ贈与をしたいと伺いました。親子間の贈与でありますので、何ら問題はないと確認してまいりました。以上です。

議 長 太田委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第2号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第2号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第3号「農地法第3条の規定による賃借権等設定の許可申請について」の第1項の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第1項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。
茂古沼憲宏委員から調査報告をお願いいたします。

13番 先日、借主とお話をいたしました。貸主のほうから経営規模縮小したいとの考えを
持っているというお話を聞いておりました。貸主と借主は親族筋でございます。道路
を挟んで本家、分家として長年にわたって行き来のある関係でありまして、借主に貸
したいという意思も貸主から聞いておりました。借主は耕作面積が大きく増えること
になりますけれども、特に問題はないと判断いたしました。以上です。

議 長 茂古沼憲宏委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござい
ませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第3号第1項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。続きまして、議案第3号第2項の件を議題とします。事務局からの説明
を求めます。

事務局長 (議案第3号第2項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の2ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議 長 議案第3号第2項の案件につきましては、現地調査が行われています。
茂古沼憲宏委員から調査報告をお願いいたします。

13番 先日、貸主とお話をいたしました。息子さんに経営移譲するとのことでありまして、
親子間ということで問題はないと思われま
す。以上です。

議 長 茂古沼憲宏委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ござい
ませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第3号第2項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第2項について、申請のとおり許可することに決定いたします。続きまして、議案第3号第3項の件を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第3号第3項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第3号第3項の案件につきましては、現地調査が行われています。
林委員から調査報告をお願いいたします。

7番 先日、貸主、借主のお宅に行って両者からお話を伺ってまいりました。親子間で経
営移譲のための使用貸借ということで何ら問題はないと思われま
す。以上です。

議長 林委員から現地調査の報告がございました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第3項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいで
すか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第3項について、申請のとおり許可することに決定
いたします。続きまして、議案第3号第4項の件を議題とします。事務局からの説明
を求めます。

事務局長 (議案第3号第4項朗読、説明)

なお、許可基準につきましては、別添「調査書」の3ページの「農地法第3条調査
書」のとおりで、農地法第3条第2項各号には、該当しないと判断できると思われま
す。以上です。

議長 議案第3号第4項の案件につきましては、私のほうで現地調査を行っていますので、
調査報告をいたします。

7月21日に貸主、借主お揃いのところ、お話を聞いてまいりました。貸主は、高
齢のため、今年のお麦作を最後に離農するというところで、以前からみなさんにお話を
していたところでございます。その話を聞いて借主がお隣でもありますし、地続きの
土地ばかりであります。是非とも3条にてお貸し願いたいという強い希望を貸主にぶ
つけてみたところ、了解を得たという話を聞いております。賃貸料も地域の平均を崩
すものでもありませんし、許可相当であるとお話を聞いてきております。以上です。

ただ今、現地調査報告をしましたが、みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第3号第4項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第3号第4項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第4号「農地法第5条の規定による許可申請について」の件を議題いたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第4号第1項朗読、説明)

本件につきましては、転用者が小麦の乾燥施設を建設するものであります。

申請地につきましては、別添「調査書」の4ページから10ページのとおりで、位置図及び配置図は8ページから10ページまでのとおりで、896.37平方メートルの転用です。

立地基準につきましては、「調査書」の4ページにあるとおり、「農用地区域内農地」であり、転用は原則不許可な土地ですが、「音更農業振興地域整備計画」のマスタープランで位置づけられることになる農業用施設であり、農地への影響が最小限である本計画地に建設するものであり、農地法第5条第2条の例外許可事由にあたると思われま

す。一般基準につきましては、「調査書」の5ページ及び6ページにありますとおりで、資力・信用力については、事業費と同等の補助金の割当て内示及び借入申込みの確認証明が金融機関から提出されており、また、転用することによって付近に被害を及ぼすおそれがないと考えられます。以上です。

議長 議案第4号第1項の案件につきましては、現地調査が行われています。久保委員から調査報告をお願いいたします。

6番 この案件ですが、9月4日に事務局とともに現地調査をしてまいりました。近隣の2件で利用組合を作られて、小麦乾燥施設を建設されるということで、現地を見てきたところ、必要最小限の転用であると確認しております。以上です。

議長 久保委員から現地調査の報告がありました。みなさんからご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第4号第1項の件について、申請のとおり許可することに決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第4号第1項について、申請のとおり許可することに決定いたします。

次に、議案第5号「旧農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について」の件を議題といたします。

議案第5号につきましては、先に第1項の審議を行い、その後に第2項から第18項までの案件を一括審議したいと思います。

それでは、議案第5号第1項については、私自身に関する事案でありますので、「農業委員会等に関する法律」第31条の規定により、議事参与の制限となります。

第1項を審議する前に、議長を退席し、この間、茂古沼会長職務代理に議長を務めていただきます。暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。議案第5号第1項を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 (議案第5号第1項朗読、説明)

議案第5号第1項につきましては、別添「調査書」11ページのとおり旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委員 (全員なし)

議長 議案第5号第1項について、議案のとおり決定してよろしいですか。

委員 (全員異議なし)

議長 ご異議なしと認め、議案第5号第1項について、決定いたします。高野会長入室のため、暫時休憩といたします。

(休憩)

議長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

続きまして、議案第5号第2項から第18項までの件について、議題といたします。事務局からの説明を求めます。

係長 議案第5号第2項から第6項までにつきましては、先ほど、報告第1号「あっせんの結果報告」におきまして、報告させていただいておりますので、ここでの説明は省略させていただきます。つきましては、第7項からご説明いたしますので、議案書20ページをご覧ください。

(議案第5号第7項から第18項朗読、説明)

以上、議案第5号第2項から第18項までにつきましては、別添「調査書」11ページから16ページまでのとおり旧農業経営基盤強化促進法第18条第3項に規定する各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 説明が終わりました。みなさんから、ご意見等ございませんか。

委 員 (全員なし)

議 長 議案第5号第2項から第18項までについて、議案のとおり決定してよろしいですか。

委 員 (全員異議なし)

議 長 ご異議なしと認め、議案第5号第2項から第18項までについて、決定いたします。次に、議案第6号「農地移動適正化あっせん事業実施要領に基づくあっせんについて」の件を議題といたします。事務局からの説明を求めます。

事務局長 (議案第6号第1項から第12項朗読、説明)

議 長 説明が終わりました。

本日、午後2時より農地調整部会が開催されており、議案第6号のあっせんの適格者の選定が行われております。白川部会長から報告をお願いいたします。

- 16番 第1項、旭地区のAさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東旭地区のBさん(48歳)を選定いたしました。
- 第2項、万年地区のCさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、万年地区の法人Dを選定いたしました。
- 第3項、帯広市のEさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、春日地区のFさん(57歳)、春日地区のGさん(46歳)の2名を選定いたしました。
- 第4項、芽室町のHさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北進地区のIさん(67歳)を選定いたしました。
- 第5項、柳町南区西地区のJさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北進地区のIさん(67歳)を選定いたしました。
- 第6項、柳町南区西地区のKさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、春日地区のGさん(46歳)を選定いたしました。
- 第7項、開進地区のLさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、中駒場地区のMさん(28歳)を選定いたしました。
- 第8項、東中音更地区のNさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、東中音更地区のOさん(33歳)、東中音更地区のPさん(45歳)、共進地区のQさん(53歳)の3名を選定いたしました。
- 第9項、共栄南地区のRさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北柏地区のSさん(53歳)を選定いたしました。
- 第10項、ひびき野西町第2地区のTさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、北柏地区のUさん(58歳)、北柏地区のVさん(71歳)、北柏地区の法人Wの3名を選定いたしました。
- 第11項、柳町北のXさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、新たに、大盛地区のYさん(44歳)、下牧地区のZさん(43歳)、下牧地区のAAさん(46歳)の3名を選定いたしました。

第12項、万年地区のABさんからの貸借の申出につきましては、適格者といたしまして、今まで借りられていた、万年地区のACさん（60歳）を選定いたしました。以上です。

議長 　ただ今、白川部会長からあっせんの適格者の報告がございました。適格者につきまして、みなさんからご意見等ございませんか。

委員 　（全員なし）

議長 　議案第6号第1項から第12項までについて、報告のとおり決定してよろしいですか。

委員 　（全員異議なし）

議長 　ご異議なしと認め、議案第6号第1項から第12項までについて、報告のとおり決定いたします。

　　続いて、事務局からあっせん委員の発表をいたします。

事務局長 　（あっせん委員の発表）

議長 　ただ今、あっせん委員の発表がありました。あっせん委員のみなさんには、よろしくお願いいたします。なお、あっせん委員会の日程につきましては、この総会終了後に事務局からご案内をいたします。

　　以上で議案は全て終了しました。

　　以上をもちまして、令和5年第9回音更町農業委員会総会を終了させていただきます。

（閉会　午後4時15分）

以上、会議の顛末を録し議事録とする。

令和5年9月28日

議長　高野春夫